

《 事務所ニュース 2015年11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

マイナンバー通知カード 受け取り対応について！！（日本郵便）

マイナンバー通知カードの郵送が始まりました。マイナンバー通知カードは転送不要の簡易書留で郵送されます。そのため、一人暮らしの方など不在がちなケースにおいて通知カードが受け取れないという事例が多発するのではないかとされています。そのような不在時の対応について、日本郵便より発表がありましたので、その概要についてご案内いたします。

通知カードは、まず受取人の住所へ配達されますが、配達時に不在の場合は、「ご不在連絡票」が投函されます。その場合には以下のいずれかの方法により、郵便物を受け取ることが可能です。

- ① 自宅への再配達
- ② 近所への配達（受取人と同じ地域のみ）
- ③ 勤務先への配達（本人の勤務先のみ）
- ④ 勤務先や自宅近くの郵便局での受け取り
- ⑤ 配達郵便局での受け取り

なお不在で受け取ることができなかった場合は、「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」投函の翌日より、原則7日間保管されます。従業員には郵便受けをこまめにチェックし、確実に受け取りるように指導しておくといいでしょう。

被用者年金一元化について！！ 平成27年10月から

平成27年10月1日から「被用者年金一元化法」によりこれまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されます。主な変更点は次のとおりです。

- ① 統一後の厚生年金に関する届書等は、ワンストップサービスとして日本年金機構または各共済組合等の窓口でも受付します。
- ② 平成27年10月以降の統一後の厚生年金の決定・支

払は、これまでどおり、日本年金機構または各共済組合等がそれぞれ行います。

- ③ 共済組合等の加入期間がある方で、統一後に年金を受ける権利が発生する被保険者および受給者の方については、共済組合等のほか、日本年金機構の窓口でも相談できます。

<届書等の受付>

統一後の厚生年金に関する届書等は原則ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等の実施機関のどの窓口でも受付します。また、これまで他の実施機関に係る加入期間や年金の受給を明らかにする書類として、「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等の提出が必要でしたが、原則として添付が不要となります。

<年金の決定・支払>

- (1) 統一後の老齢厚生年金および遺族厚生年金（長期要件：年金を受けている方が亡くなった場合等）は、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払を行います。
- (2) 統一後の障害厚生年金、障害手当金および遺族厚生年金（短期要件：被保険者が亡くなった場合等）については、初診日または死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払を行います。
- (3) 統一後の複数の老齢厚生年金を受ける権利のある方が、老齢厚生年金の繰下げ請求を行う場合は、すべての老齢厚生年金について繰下げ後の年金が支給されます。

<年金相談>

共済組合等の加入期間がある方で、統一後に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者および受給者の方は、共済組合等のほか、日本年金機構（年金事務所）の窓口でも相談ができます。

（注）統一前に権利が発生した退職共済年金などの共済年金に関する相談を行うことはできません。

- (1) 年金事務所で相談を行うことができるのは、統一後の厚生年金に関する相談です。
- (2) 各共済組合等が管理する受給者記録および被保険者記録について、年金事務所で行える照会の内容は次のとおりです。

●年金の受給資格の有無に関する照会

統一後の厚生年金を受ける権利が発生する方からの年金を受けるために必要な資格期間に関する照会

●受給者記録に関する照会

各共済組合等が支払を行う統一後の厚生年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会。

【ご注意ください】

・年金額の決定、改定に至った経緯等を確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

●被保険者記録に関する照会

各共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録（加入期間や標準報酬月額等）に関する照会。

【ご注意ください】

・共済組合等で管理する加入期間の調査を依頼する場合や標準報酬月額等の決定に至った経緯を確認する場合は、各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

<その他被用者年金の統一にあわせて次の事項も変更されます>

- (1) 年金額と支払額の端数計算が変更されます。
- 年金額について、統一前の厚生年金は百円単位（50円未満切捨て 50円以上切上げ）でしたが、全て一円単位（50銭未満切捨て 50銭以上切上げ）に変更されます。なお、年金額の変更は、統一後、はじめて年金額が改定となったときから変更されます。
- 年金の各支払期の端数処理について、統一前の厚生年金は各支払月に1円未満の端数が生じたときは切り捨てていましたが、統一後は切り捨てた金額の合計額を翌年2月にお支払いする年金額に加算します。
- (2) 在職支給停止の計算方法が変更されます。
複数の実施機関から統一後の老齢厚生年金を受けている方が在職中の場合は、それぞれの年金額を合算したうえで支給停止額を決定します。そのうえで、この支給停止総額をそれぞれの年金額に応じて按分した額が、それぞれの老齢厚生年金の支給停止額となります。

(注) 統一前から老齢厚生年金（退職共済年金）を受け、かつ、統一前から引き続き被保険者である方は、その被保険者期間の資格を喪失するまでの間に限り、支給停止額に関する激変緩和措置（急激に年金額が下がらないようにする措置）が講じられます。

- (3) 障害年金の支給要件（保険料納付要件）を厚生年金の取扱いに統一します。
- (4) 共済年金にある遺族給付の転給制度を廃止します。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されます。

1 1月は労働保険適用促進強化期間！！

厚生労働省では労働保険（労災保険・雇用保険）の加入を一層促進していくため、11月を「労働保険適用促進強化期間」として設定し、全国的に労働保険の適用促進の広報活動や未加入事業場に対する適用促進指導等の事業を広く展開しております。

1 1月は過労死等防止啓発月間！！

厚生労働省は、過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。今年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、厚生労働省では、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、全国29会場でシンポジウムを開催します。また、ポスターの掲示やパンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告等多様な媒体を活用し、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよう、広く周知・啓発を行います。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談（急増中）
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談（老齢・障害・遺族）
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）